

岩内町運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交通事故の減少を図るため、運転免許証の自主返納の推進を支援する事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証であつて、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、全ての運転免許の取消しを申請し、かつ、法第107条第1項の規定により運転免許証を返納することをいう。なお、高齢や心身の機能の障害を理由に法第105条第1項の規定により運転免許証を失効した者も同様とする。

(対象者)

第3条 この支援事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本町の住民基本台帳に記載されている者のうち、令和3年4月1日以降に自主返納した者とする。

(支援事業)

第4条 町長は、対象者に対し、岩内町コミュニティバス等無料乗車券（以下「乗車券」という。）又は岩内町コミュニティバス等無料回数券（以下「回数券」という。）のいずれかを交付するものとする。

- 2 乗車券及び回数券の有効期間は、第6条の規定による支援決定の日（以下「支援決定日」という。）から1年間とする。
- 3 乗車券又は回数券の交付を受けられるのは対象者本人のみ、1回限りとする。
- 4 乗車券を利用できる者は、第7条に規定する支援決定者本人のみとし、回数券を利用できる者は、第7条に規定する支援決定者本人及びその配偶者とする。

(支援の申請)

第5条 支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第1号に掲げる書類及び第2号又は第3号に掲げる書類を提示の上、岩内町運転免許証自主返納支援事業申請書（様式第1号）により、町長に申請しなければなら

ない。

- (1) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項に規定する通知書
 - (2) 取消しを受けた運転免許証
 - (3) 公的機関等が発行する本人が確認できる書類
- 2 前項の規定による申請は、運転免許証を自主返納した日から起算して1年以内に行わなければならない。
- 3 特別な事情により本人による申請が行えない場合は、代理人による申請を行うことができる。この場合、代理人は当該申請者の第1項に規定する書類と併せて、代理人の本人と確認できる書類を提示の上、町長に提出しなければならない。

（支援の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、支援の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による決定をしたときは、岩内町運転免許証自主返納支援事業決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（乗車券又は回数券の交付）

第7条 町長は、支援することを決定したときは、当該決定を受けた者（以下「支援決定者」という。）に対して乗車券又は回数券を交付するものとする。

（禁止事項）

第8条 支援決定者は、交付を受けた乗車券又は回数券を本人（回数券についてはその配偶者を含む）以外の第三者に転貸し、又は譲渡してはならない。

（支援の取消し）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援を取り消すことができる。

- (1) 支援決定者が死亡した場合
- (2) 支援決定者が本町から転出した場合
- (3) 前条の規定に違反したとき
- (4) その他町長が適当でないと認める場合

（乗車券の再交付）

第10条 町長は、以前に支援決定者であった者又は現に支援決定者である者が次の各号のいずれかに該当することを申し出たときは、乗車券を再交付することができる。

- (1) 本町から転出した支援決定者が、支援決定日から1年以内に再度本町へ

転入した場合

- (2) 有効な乗車券を過失により破損し、又は汚損した場合
- (3) 有効な乗車券を亡失した場合

2 前項の規定による申出を行う者は、岩内町運転免許証自主返納支援事業無料乗車券再交付申請書（様式第3号）により、町長に申し出なければならない。この場合において、当該申出が前項第2号の規定に該当したことによるものであるときは、その破損し、又は汚損した乗車券を添えなければならない。

（乗車券又は回数券の返還）

第11条 支援決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその所持する乗車券又は回数券を町長に返還しなければならない。

- (1) 第9条の規定により支援が取消しになった場合
- (2) 前条第1項第3号の規定により乗車券の再交付を受けた後、亡失した乗車券を発見した場合

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。